# 産業構造審議会製造産業分科会 航空工場検査員国家資格制度等小委員会 (第2回)議事要旨

#### ●日時

平成31年6月3日(月) 10:30~12:00

#### ●場所

経済産業省別館1階101-2会議室

## ●議題

航空工場検査員国家資格制度等小委員会報告書(案)

#### ●出席者

委員長:大林委員

委員:松尾委員、宮崎委員、佐藤委員(代理:海老名氏)、並木委員(代理:岩永氏)

事務局:畑田航空機武器宇宙産業課長 他

#### ●議事概要

事務局より資料3について説明した後、委員より次の意見があった。

#### <現行の国家試験について>

- ○国家試験の受験者数、合格者について、例年の合格者は3~4割であり、簡単な試験ではなく、 自己啓発の機会としての役割を担っていたと考えられる。航空機製造は今後成長する産業であり、 人材育成の重要性も増してくる。
- ○教育の機会は、国家試験ではなく、航空機産業の人材育成という別途の文脈で検討を行う必要が あるだろう。
- ○受験者・合格者のうち航空検査技術者として選任される実績は低く、年間の選任者数が10人程度であることから、行政コストを考えると国家試験は廃止すべき。また、国家試験は、法律で求め

られる業務である製造・修理方法の確認・証明をする者のための資格であり、これらの業務に従事 する者に直結する資格制度に見直すべき。

### <事業者の社内教育・品質保証体制>

- ○航空産業界では、ISO9001 (品質マネジメントシステム)の国際規格に要求事項を 追加し、JISQ9100 (航空宇宙産業における品質マネジメントシステム)を作っ た。航空産業界の各社は、JISQ9100に従い、品質保証体制を構築しているた め、社内研修で十分な教育が行われている。
- ○航空機の整備は、自社機の整備の知識や経験をもって他社機の整備を受託する。JISQ9100は必須ではないが、航空法の規制を受け、航空法の基準に合致した認定事業場で整備・修理を行うことになっている。国家試験がなくとも、一定レベルの技術・品質水準は担保できている。

#### <試験に代替する研修・実務経験>

- ○事業者における航空検査技術者の仕事(製造確認、修理確認等)は、航空機・航空機用機器が社 内規程等に基づき、プロセスどおりに製造・修理されたかどうかを確認するもの。社内で航空検査 技術者を選任する際には、社内において航空機・航空機用機器に関する研修や法令に関する教育を 実施している。これらの研修歴や実務経験を評価する仕組みがあり、これらに基づいて力量を判断 している。
- ○事業者が実施する航空機・航空機用機器の研修については、知識が身についているかどうかを確認するようなものである必要がある。
- ○事業者による研修とする場合、各企業が実施する研修は企業によって内容が異なるものである と考えられることから、研修内容の要件は決めるべき。
- ○事業者による研修ついて、航空工学等を専修し卒業することによる免除をする場合に

- は、大卒だけではなく、高等専門学校や航空専門学校等にも配慮した要件とすることが 必要。
- ○事業者においては、国家試験の合格に加えて、一定年数以上実務に従事した人を任命している実態があり、国家試験制度と実際に航空検査技術者に求められる能力には乖離が存在している。
- ○一定の実務経験については、責任が求められる職務内容であり、中堅の経験がある者を 選任しているのが実態。それを踏まえると3年以上が望ましい。
- ○航空法の確認主任者の要件として、大卒程度で実務経験3年以上というものがある。
- ○実務経験としては、現場で検査や作業を行うことが多いため、要件として求める実務 (事務)の意味は、デスクワークに限定せず業務全般であることに配慮することが必 要。

#### <新規参入>

- ○航空機業界は多重構造であり、プライム企業の品質保証体制、航空機の技術要求がフローダウンされる。全くの経験がないところからプライム企業として新規参入することは起こりにくい実態はあるものの、仮に新規参入があれば、これまでの経験を評価する仕組みが求められる。
- ○航空機・航空機用機器の製造・修理事業以外の製造業であっても、品質マネジメントが確立されている企業、例えば、航空機業界で言えばJIS Q 9100を取得しているなど第三者の認証を得ている企業等において、品質保証に係る実務に従事した経験は有効といえるのではないか。
- ○航空機の整備事業において、新規に事業許可を取得する場合として考えられるのは、自 社機の整備経験をもとに他社の機体を整備するような場合である。子会社化する場合も あるので、実務経験年数のカウントには、親会社や他社での整備経験もカウントするこ

とが実態に合致している。

<その他>

○航空機製造事業法は制定後、時間が経過しており、本国家試験以外についても、時代に

合わない部分があれば見直していただきたい。また、他省庁による規制や業界による品

質保証システムの状況等を踏まえ、共通化・簡素化できることがあれば見直していくべ

き。

●お問い合わせ先

経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課

電 話 : 03-3501-1692 FAX: 03-3501-7062